

西部管内の集落営農組織の活動と水稻栽培情報

《(農)求来里の郷で取り組む稻WCS(稲発酵粗飼料:青刈りした稲をロールしラッピング)》

(農)求来里の郷では、圃場整備した土地を3ブロックに分け、転作作物を団地化し3年間で1巡(ブッシュ)するよう作付しています。平成22年度に、初めて地区内の畜産農家と連携して稻WCSを7.5ha作付しました。稻WCSでは、通常の水稻と同じ栽培管理のため導入しやすい転作作物です。直播試験も行いましたが、移植と遜色ない収量となりました。収支については、交付金収入が8万円/10aあり利益が確保でき、法人経営上有益な品目となりました。平成23年度も取り組みを続ける計画です。

《(農)きりかぶで取り組む飼料用米》

(農)きりかぶでは、平成22年より転作作物として、粉のまま鶏などに給餌する飼料用米を1.9ha作付けしました。飼料用米は、通常の水稻と同じ栽培管理のため、新たに機械を導入せずに作付けができるメリットがあります。ただし、飼料用米は専用品種を用いるため、主食用米への混入防止の対応が必要となります。混入の恐れがある育苗、田植え、収穫作業は全て法人が行いました。収支については、WCSと同様に8万円/10aの交付金収入もあり、法人経営上有益な品目のため、平成23年度も取り組みを続ける計画です。

《水稻直播栽培技術》

省力化技術の一つとして西部振興局では直播栽培技術の導入を推進しています。直播栽培は、苗作りをせずにコーティングした粉種子を直接、田んぼに播種します。苗作り・苗運びにかかる時間や労力が軽減されることから集落営農組織や大規模経営農家で効果が發揮されます。管内では、主食用米の他に飼料稻栽培で導入されています。技術導入には専用の機械が必要で、また、水管理や除草などに技術が必要になりますので、興味のある組織は振興局へお問い合わせください。

《平成22年産水稻作柄と平成23年産に向けて》

平成23年産水稻の大分県の作況指数は98で、日田地帯(日田市、玖珠町、九重町)の作況指数も98でした。また、日田地帯の10a当たり収量は479kgと昨年の492kg(作況100)と比べて低くなりました。その要因として、6月中旬~7月中旬にかけての日照不足、登熟期の高温多照によるやせ粒の増加が考えられました。

平成23年産は、高温登熟障害を回避するためにも早植えは避け適期に田植えを行い、病害虫発生状況に注意しながら基本防除の徹底をしましょう。

平成23年度の農業者戸別所得補償制度

平成23年度から農業者戸別所得補償制度が本格実施されます。昨年のモデル対策と比較して、新たに追加・変更があり、詳細については随時公表される予定です。なお、農林水産省のHPで最新情報が見られますのでご活用ください(<http://www.maff.go.jp>)。作目は限られてますが、作付けに対する助成制度となっていますので積極的に活用しましょう。ご不明な点がありましたら、制度の相談窓口である大分農政事務所農政推進課(TEL:097-532-6131)にお問い合わせください。

作成・発行 大分県西部振興局農山村振興部

監修 大分県集落営農推進西部支部

TEL: 0973-22-2585 FAX: 0973-23-2219

集落営農かわら版

平成23年2月15日 VOL. 15

大分県西部振興局農山村振興部

大分県集落営農推進西部支部

西部支部では、集落営農の取組を進めるため、研修会の開催などを通じて集落営農組織の活動支援を行っています。営農組織をお持ちでない地域の皆さん、一緒に、集落営農の取組を始めませんか!

集落営農組織を対象に農業機械のメンテナンス研修会を開催

日田市、玖珠町、九重町の集落営農組織のオペレーターを対象にして、平成22年12月8日に玖珠町で「集落営農機械メンテナンス研修」を開催しました。

農業機械は、集落営農組織の運営上、最も重要な要素のひとつであり、経営面・作業面など多方面に影響を与えます。特に集落営農においては機械の使用時間が長く、故障・修繕や事故といったリスクも大きくなります。

また、集落営農で導入する農業機械は概して大型となり、取り扱いには特段の配慮が必要となっています。研修内容は、水稻の春作業・秋作業を行う上での農業機械の安全な使用方法と、農業機械の点検方法、ポイントは以下のようなものでした。

①春作業・秋作業の安全講習(室内研修)

ビデオを用いて、春作業のトラクター、田植機、秋作業のコンバインの操作時の注意点を確認後、JA全農おおいたの農業機械担当者より、具体的に農作業事故が起こりやすいケースを例に挙げ、安全な操作方法についての話がありました。

②主要農業機械のメンテナンスについて(実地研修)

3班に分かれて、農業機械メーカーの担当者より、トラクター、田植機、コンバインの実機を用いて、それぞれの機械を長く使用するために、エンジンオイルや燃料フィルタ、各種ベルト等の点検手順、及びそれぞれの部品がどの程度まで磨り減ったら交換するのかの目安など、個人で出来るメンテナンス方法の説明がありました。

参加された方は熱心に説明を聞き、「農作業事故ゼロを目指して、農業機械の安全使用を徹底したい」、「農作業前の始業点検の重要性と安全作業の必要性を認識した」、「農業機械の点検をこまめにし、長く使用したい」などの感想がありました。



<室内研修>



<実地研修>

今後も、農業機械を始め、集落営農の運営に役立つ研修会を開催する予定です。

集落営農組織の経営や運営方法の研修会を開催

集落営農組織のリーダーを対象に、組織の運営強化を目的として西部地区集落営農リーダー研修会を以下のとおり開催しました。

<第1回：平成22年10月21日（場所：日田市天瀬振興局）>

西部管内の集落営農組織の現状と課題について整理し、組織の活動内容によっては法人化を選択した方がメリットがあることを学びました。また、現在、法人化している集落営農組織の実態と特徴ということで、法人によっても様々なパターンがあることを事例を挙げて紹介しました。

<第2回：平成22年11月4日（場所：日田市天瀬振興局）>

集落営農法人を設立するまでの事務手続き等の流れを説明し、特に集落内の事前の合意形成が重要であることを学びました。また、法人設立後に経営を軌道に乗せるための経営計画の必要性、効率的な組織運営管理の方法について学びました。

<第3回：平成22年12月10日（場所：日田市天瀬振興局）>

県の普及協力員でもある秋好税理士より、「集落営農法人設立時に必要な税務関係の届け出と会計税務の基礎知識」という演題で講話がありました。法人設立時の届け出の留意点や労働報酬の支払方法、会計処理、税務申告の注意点について研修しました。

集落営農の優良事例

地域の水田農業の維持発展を図るには集落営農の組織化が一つの方法です。しかし、中山間地域を多く抱える当西部管内は高齢化や担い手不足が深刻であり、小さな集落単位での取組は難しい面があります。

今年度実施した視察研修の中から、広い地域で担い手組織を育成している広島県の取組事例を紹介しますので、参考にして下さい。

「(農)ファーム・おだ」(広島県東広島市河内町小田)の取組事例

町村合併により小田小学校（旧小田村）が閉校（平成16年3月）されるのを前に、平成15年10月、校区の自治組織「共和の郷・おだ」を設立しています。小学校の校舎利用で事務所を開設し、各種の団体を傘下に持っています。昔の小田村（13集落）を再現させたもので、地域の取組活動は、この「共和の郷」で方向が決められています。

「(農)ファーム・おだ」は、農地と集落の維持発展を目指して自治会組織の委員会等での検討と各集落での説明会を重ね、8割の賛同のもとに平成17年11月、「共和の郷」傘下の一組織として、128戸、82ha（10年間の利用権設定）の典型的な一地域（多集落）一農場方式の法人として設立されました。

水稻46ha、大豆18ha、小麦18ha、ソバ3.6haに取り組んでいます。事務所は閉鎖した農協、大豆乾燥にタバコ乾燥施設、任意組合の機械庫の借り受けなど、地元の遊休施設を活用しています。組織が安定しているため、法人外のライセンス経営（認定農業者）に後継者が残り、牧場・スーパー経営の畜産農家との耕畜連携による土づくり推進など、水田作以外の農業の維持にも役立っています。特別栽培米に取り組み、米は外部販売の他に組合員には保有米として販売しています。女性活用の場として野菜栽培や農産加工のグループ活動があり、自治組織傘下の農産物直売所や地元スーパーで販売しています。かかる経費の50%は集落に落とすと、地代の他に圃場管理料や作業賃金（オペレーター11名、作業者23名）を支払っています。この他、イノシシ対策に共同での電柵設置、耕作放棄地対策にリース牛の導入など、地域全体で活性化を行っている事例です。

米生産者の皆様へ「お米の出荷時の注意」のお知らせ

平成22年10月1日から「米トレーサビリティ法」が施行されています。

（法律名：米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律）

この法律は、米の生産者・流通業者・販売業者等に関わる全ての事業者が、下記の取組を行うものです。

- ①米穀等（米や米加工品）の取引した内容を記録したものを「作成・保存」すること
- ②消費者が産地情報を入手できるように米・米加工品の「産地を相手に伝達」すること

●生産者が、具体的に取り組むべきことは……

①出荷記録の作成・保存（平成22年10月1日に施行されています）

自ら記録を作成・保存することですが、集荷業者等から伝票等（荷受明細、販売伝票、利用明細等）を受領することで、記録の義務を果たすことになります。

* 庭先集荷業者へ出荷した場合でも、記録は必要です。

（直接、一般消費者に販売する場合は、出荷記録は不要です。） * JAS法が適用されます。

* 記録の保存期間は3年間です。

※必ず、伝票等をもらって保管しておきましょう。

- ・必要な記録項目：品名、産地名、数量、取引年月日、取引先名、搬出入した場所
- ・加工用米、飼料用米、米粉米等については、その用途を記録

②産地情報の伝達（平成23年7月1日より施行されます）

米を出荷する際や、米・米加工品を一般消費者へ販売・提供する際は、産地を伝えます。

（親戚等への無償での縁故米は除きます）

※一般消費者に米・米加工品を販売・提供する場合には、

○商品の包装に産地情報を記載

一括表示欄などに産地名（国産、都道府県名、市町村名など）を記載します。

○商品の包装に産地を知ることができる方法を記載

商品等に「インターネットアドレス」や「問い合わせ先電話番号」など産地情報を入手するための照会先を記載します。

※JAS法による場合は、JAS法による表示をします。

「米トレーサビリティ法」についての問い合わせ先

九州農政局 大分農政事務所 食糧部消費流通課

（米穀流通監視チーム）（電話：097-532-6133）